

所沢市立北中小学校 北中会会則

1 名称及び事務所

この会は、所沢市立北中小学校北中会と称し、事務局を同校内に置きます。

2 目的

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域における子どもたちのすこやかな成長をはかることを目的とします。

3 方針

この会は、子どもたちの教育問題に取り組むことを本旨とし、会員のお互いの立場を尊重して運営される、自主独立の民主的な団体です。

この団体は、他から支配されたり、干渉されたりすることなく、また、営利を目的とする行為などは行いません。

4 活動

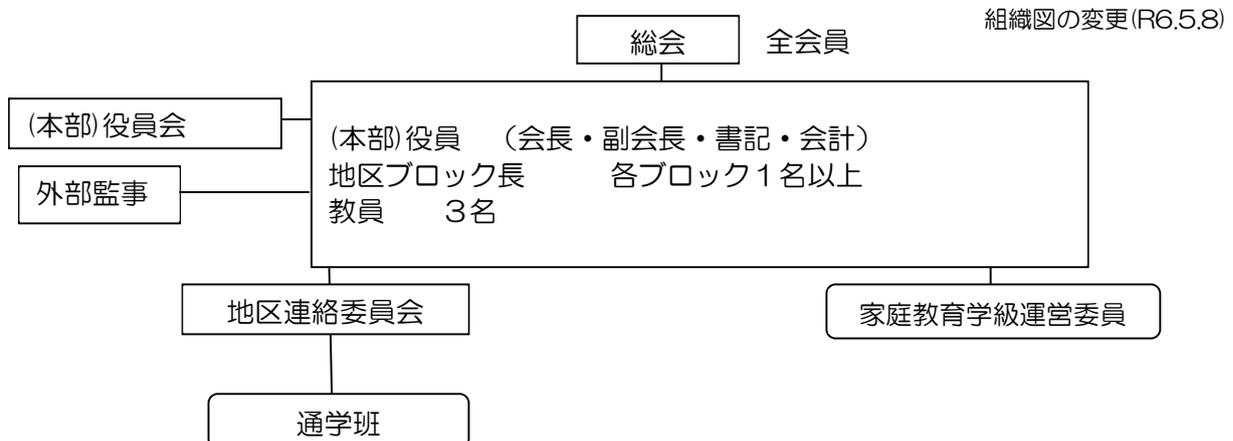
この会は、上記の目的を果たすために、次の活動を行います。

- ① 学級・学年活動を中心に、子どもたちをとりまくいろいろな問題を話し合います。
- ② 地域や学校の教育環境をよくするための活動をします。
- ③ 会員相互の親睦を図ります。
- ④ この会の活動の内容などを会員に広く知ってもらうための広報活動をします。
- ⑤ その他、この会の目的をはたすために必要な活動をします。

5 会員

- ① この会に賛同する北中小学校に在籍する児童の保護者と教職員が会員となる資格を有します。
- ② 会員は会費を納めます。納めた者は、この会の趣旨に賛同し入会したものとします。
- ③ 本人の自由意思によって非加入の申し出があった場合はそれを妨げません。
- ④ 会員はすべて平等の権利と義務を有します。(R1.5.9)

6 組織図



7 会議

① 総会

- 全会員をもって構成され、この会の最高議決機関です。
- 会の予算、年間活動計画、役員承認、その他の重要事項は、すべて総会にはかって決定します。
- 定期総会は、年1回開催し、全会員の2分の1以上の出席により成立します。ただし、やむを得ず欠席する場合は、委任状によって出席にかえることができます。
- 議会の議事は、出席者の過半数の賛成をもって議決されます。賛否同数の場合は、議長がこれを決めます。ただし、議決権は、1世帯につき1とします。
- 臨時総会は、全会員の10分の1以上の要求があったとき、又は、合同委員会が必要と認められた場合に開催します。

② 合同委員会

- 合同委員会は、総会の議決に基づいて、北中会の運営活動に必要な事項の審議、調整及び計画、立案、報告を行ないます。
- この会は、役員、教職員代表で構成されます。
- 合同委員会の議事は、出席者の3分の2以上の賛成をもって議決されます。
- 合同委員会が必要と認められたとき、地区ブロック長や家庭教育学級運営委員を招集し、特別委員会を設置することができます。

③ 学年別委員会

- 各学年の学級委員と担任教員で構成されます。
- 学年単位で教育を考え、意見を出し合い、会員相互の連携をはかります。この会での解決が難しい問題、又は、提案等は合同委員会へ提起します。

④ 学級会

各学級の保護者と教員によって構成され、北中会の基本となる会です。

⑤ 役員会

会長、副会長、書記、会計で構成され、学校で開催する本部役員会の議案などを準備します。

⑥ 地区ブロック長会、地区連絡委員会、通学班

- 学区内の地域をA・B・C・Dの4つのブロックにわけ、それぞれのブロックの中に地区連絡委員会を置きます。
- 地区連絡委員会は、各ブロックのブロック長、地区連絡委員で構成されます。
- 必要に応じて地区連絡委員会を開き、子どもたちが安全な校外生活を送れるよう考え、活動します。また、各地区通学班から出された意見や問題点など話し合い、難しい場合は合同委員会へ提起します。

8 役員並びに委員とその役割

① 役員

- ・会長 1名（保護者）

この会を代表して、総会及び各会議を招集し、会全体の連絡調整をはかります。

- ・副会長 2名（保護者1名 教職員1名）

会長を助け、会長に事故があった場合には、その代わりを務めます。

- ・書記 2名（保護者2名）

各会議の議事を記録し、また、書類を保管し、会の庶務を行います。

- ・会計 2名（保護者2名）

この会の一切の会計事務を行います。

② 学級委員と地区の委員

- ・各学級、学級委員3名を選出します。学級委員は、学級・学年活動の世話役及び、合同委員会の決定に基づいて活動します。うち1名は、学級代表として合同委員会へ出席します。

- ・地区の委員（ブロック長・連絡委員・班長）

A～Dの4ブロックから、ブロック長を1名ずつ選出します。ブロック長は、合同委員会に出席します。

③ 会計監査委員

- ・会員の中から保護者代表2名と教職員代表1名を合同委員会で選び、総会で承認を得て決定します。ただし、他の委員を兼ねることはできません。

- ・会計監査委員は、年2回、この会の会計を監査し、総会に報告します。ただし、必要に応じて随時行うことができます。

④ 学校長は、学校運営上、北中会との連絡調整をはかるため、各会議に出席することができます。

⑤ 必要に応じ、総会で承認を得て、非会員の外部監事を若干名選任できます。外部監事は、本部役員の補佐、相談役を担い、その業務又は財産に関し不正の行為又は会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告します。

9 会計

- ① この会費の運営費は、会費及び他の収入によってまかなわれます。

- ② 会費は1世帯につき、年額1,200円とします。(H19.5.16)

- ③ 会費は、この会の目的をとげるためにのみ使われます。

- ④ 会計は、総会で決められた予算に基づいて執行されます。

- ⑤ 決算は、会計監査を経て、総会で報告され承認を得なければなりません。

- ⑥ この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

【補足説明】

《会費について》

- 1世帯につき毎月100円×12=1,200円 (H25.5.13)

計1,200円を一括納入します。(保険代含む)

- 年度始めに児童に持たせ、担任を通し納入します。なお、在学児童が複数の家庭は、下の学年で支払います。
- 転出者は、申し出があれば、翌学期分より返金します。
- 転入者の会費は月単位で計算し、徴収します。(H25.5.13)

※ 市外又は国外より転入の場合は、学校職員より説明致します。

※ 保険・・・普通傷害保険及び賠償責任保険 (H28.5.6)

全会員分を一括して会長が納入します。

北中会員と北中小学校の児童を対象としたものです。

北中会の活動中にその傷害とその活動に伴う対人・対物賠償事故、北中会が第三者から借用した財物に対して与えた損害についての損害賠償金を給付するものです。

※ 事故があった場合

本人 ⇒ 役員 ⇒ 東京海上日動火災保険会社

事務処理は、東京海上日動火災が行います。

10 役員の選出と任期

役員は、全会員のなかから、別に定める選出規定に基づき選出されます。役員の任期は1年とし、再任することができます。教職員につきましては、学校側に一任いたします。

11 弔慰金

児童、会員及びその配偶者を対象とします。弔慰金等 5,000円 (H27.5.8)

12 改正個人情報保護法の施行にともなう北中小学校北中会会則細則の制定

13 付則

① 会則の改正

この会則を改正するためには、総会において出席者の3分2以上の賛成を得なければなりません。

② 欠員

委員に欠員が生じた場合、1ヶ月以内に新委員を選出し、前任者の任期を引き継ぎます。役員に欠員が生じた場合、全学級委員の中から互選し、合同委員会が承認し、前任者の任期を引き継ぎます。

③ この会の会則は、平成5年1月30日より施行します。

細 則 I

北中会役員選出規定

1. 各学年 1 名の北中会役員と、各ブロック 1 名のブロック長を選出するために、役員選出委員をおきます。ただし、役員選出に困難が生じた場合には、その状況に応じて検討します。
2. 役員選出委員会は、6 年生の父母会員（原則として下に児童のいない人）の中から選出された各学級最低 2 名の委員と教職員 1 名で構成されます。ただし、現北中会役員は委員になれません。
3. 第 1 回目の役員選出委員会は、会長が招集します。
4. 役員選出委員会は、互選により、正副委員長各 1 名を選出します。選出後は、委員長が会を運営します。
委員会は、候補者選出の公示に先立ち、選出に至るまでの日程について合同委員会に提案します。
5. 役員選出委員会は、役員の選出について全会員に公示し、立候補者を募ります。立候補者が同一学年で 2 名以上出た場合は、調整をはかります。
6. 立候補者がいない場合、該当の学年で学年会を開催し、話し合い、もしくはくじ引き等にて役員候補者を選出します。
7. 役員候補者 5 名は、委員立会いのもとに話し合い、その役割（会長・副会長・書記・会計）を決めます。委員長は、合同委員会で、候補者決定の報告をします。
8. 委員会は、役員候補者並びにその役割を全会員に報告した時をもって任務の終了として解散します。
9. 新 1 年生は、第 1 回目の学級懇談会で学級委員 3 名を選出します。選出された全学級委員の中から、役員候補者 1 名（会計又は書記）を決めます。役員が選出されたクラスのみ、学級委員としてさらに 1 名を選出します。

細 則 Ⅱ

北中小学校区家庭教育学級について

1. 家庭教育学級は、次の役員をもって構成します。

- | | |
|---------|-----------|
| ① 運営委員長 | (学級長兼任) |
| ② 学級長 | (学級生から互選) |
| ③ 副学級長 | (//) |
| ④ 書記 | (//) |
| ⑤ 会計 | (//) |
| ⑥ 班長 | (//) |

2. 役員の仕事

- ① 家庭教育学級の開設にあたっては、所沢市と運営委員長が委託契約を結びます。
- ② 学級生を中心とする自主的な活動（家庭教育に関する学習を一定期間にわたって計画的、継続的、組織的に学習する）が効果的に実施されるように条件整備します。

3. 役員の任期

役員の仕事は 1 年とし、再任することができます。

4. 学級生の募集

学級生は原則として本校在校生の保護者から募ります。

5. 家庭教育学級の運営

家庭教育学級の運営については所沢市教育委員会の指導に従うものとします。

学級生の役割

- ① 対象となる学級生や学級の規模の検討
- ② 学習目標の設定
- ③ 学習会場、日時、時間、教材、教具などの検討及び準備
- ④ 講師、助言者に関する相談
- ⑤ 経費に関する確認（予算）
- ⑥ 学級生の募集
- ⑦ 関係機関や団体との連絡調整
- ⑧ 講座については、学級長を中心に学級生の自主的な活動とします。

運営委員長の仕事

- ① 所沢市との委託契約（署名・捺印）
- ② 開講式、閉講式の参加
- ③ 運営委員長名義の口座開設

北中会との連携

- ① “わかぎ” にコーナーを設けます。
- ② 本部役員会に必要ながあれば参加し、運営の計画、報告等、活動内容の共有を図ります。

細 則 Ⅲ

北中会個人情報取扱規約

平成 29 年 5 月 30 日の改正個人情報保護法（*）の施行にともなう北中小学校北中会会則細則の制定

*改正により保有する個人情報が 5000 人以下の小規模事業者にも適用

1. 本会は北中小学校北中会会員をもって組織する。
2. 本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法及び本規約に基づき、本会で取り扱う個人情報の取得、利用、管理を適正に行う。
3. 本会における個人情報の管理者は会長とし、個人情報の取扱者は役員及び選考委員とする。なお、管理者及び取扱者は、業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。また、その役職を退いた後も同様とする。
4. 本会が取得した個人情報は次の目的で利用する。
 - （1） 北中会活動に必要な連絡網及び名簿作成のため
 - （2） 会費納入の管理のため
 - （3） 活動における行事等の参加確認のため
 - （4） 役員・委員の選考選出のため
5. 本会は本人の同意を得ずに第 4 条の範囲を超える個人情報を扱わないものとする。
6. 個人情報が記載されたいかなるものの管理は、管理者又は取扱者が適正に行う。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとし、個人情報流失（紛失含む）の恐れがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。
7. 本会は、本人から個人情報の開示や利用停止、追加又は削除を求められた際は、法令に沿ってこれに応じる。

付記 本規約は平成 30 年 5 月 11 日より実施する。

附 則

制定年月日 平成 5 年 1 月 30 日
改定年月日 平成 15 年 5 月 14 日
改定年月日 平成 16 年 5 月 12 日
改定年月日 平成 19 年 5 月 16 日
改定年月日 平成 24 年 5 月 7 日
改定年月日 平成 25 年 5 月 13 日
改定年月日 平成 27 年 5 月 8 日
改定年月日 平成 28 年 5 月 6 日
改定年月日 平成 30 年 5 月 11 日
改定年月日 令和元年 5 月 9 日
改定年月日 令和 2 年 6 月 16 日
改定年月日 令和 3 年 5 月 12 日
改定年月日 令和 4 年 5 月 11 日
改定年月日 令和 5 年 5 月 10 日
改定年月日 令和 6 年 5 月 8 日

主 管 北 中 会